

占冠村告示第4号

占冠村森林整備計画を樹立したいので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、占冠村森林整備計画の案を縦覧に供する。

令和6年 2月 2日

占冠村長 田中 正治



- 1 縦覧場所 占冠村農林課林業振興室
- 2 縦覧期間 自 令和 6年 2月 2日
至 令和 6年 3月 1日
- 3 縦覧時間 8時30分から17時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
- 4 意見書 当該計画の案に意見があるものは、次に定めるところにより、占冠村長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

(1) 提出先

勇払郡占冠村字中央

占冠村長（農林課林業振興室扱い）あて

(2) 提出期限

令和6年 3月 1日まで

(3) 記載要領

ア 意見を申し立てる計画の案の名称を記載すること

イ 意見提出者の氏名及び住所を記載すること